

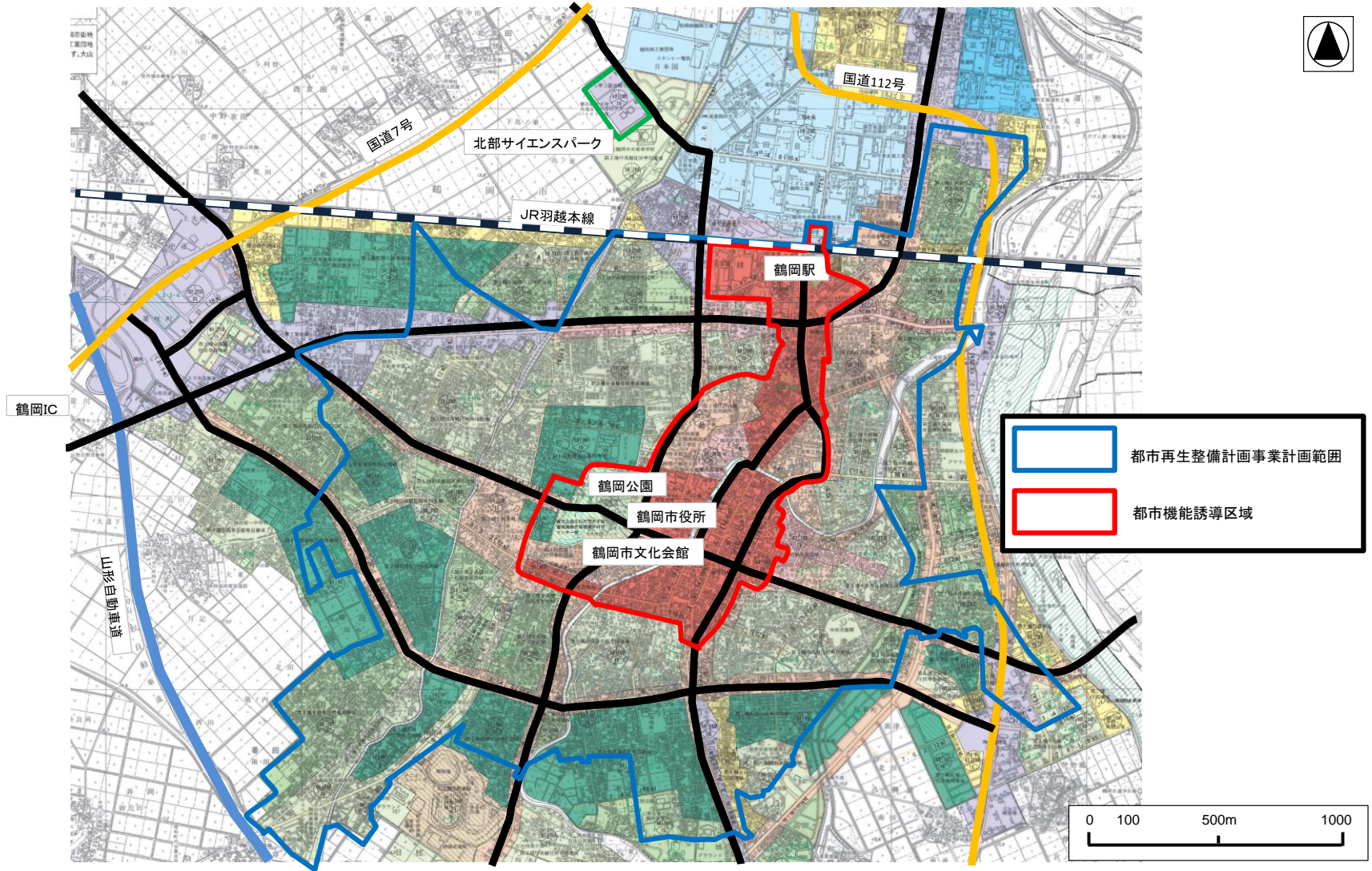
都市再生整備計画の添付書類等

交付対象事業別概要

つるおかし ちゅうしん しがいち さいせい ちく やまがた つるおかし
鶴岡市中心市街地再生地区（山形県鶴岡市）
（地方再生コンパクトシティ）

平成30年4月
平成31年3月変更

鶴岡市中心市街地再生地区(山形県鶴岡市) 現況図



交付限度額算定表(その1)

鶴岡市中心市街地再生地区(山形県鶴岡市)

要綱第Ⅲ編イ-10-(1)に掲げる式による交付限度額(X)	89.3 百万円	規則第16条第1項に基づく交付限度額(Y)	2,099.0 百万円	X ≤ Yゆえ、本計画における交付限度額	89.3 百万円
-------------------------------	----------	-----------------------	-------------	----------------------	----------

規則第16条第1項に基づく限度額算定

Au 264,000 m²

公共施設の上限整備水準

区域面積(m ²)	660,000	
当該区域の特性に応じて国土交通大臣が定める割合	区域の面積が10ha未満の地区	0.50
	最近の国勢調査の結果による人口集中地区内	0.45
	その他の地域	0.40

Ci 0 円/m²

単位面積あたりの標準的な用地費

標準地点数	
公示価格の平均値(円/m ²)	

単位面積あたりの標準的な補償費

当該区域内の戸数密度(戸/m ²)	
標準補償費(円/戸)	44,000,000

Cf 23,000 円/m²

控除額 1,874 百万円

まちづくり交付金とは別に国庫補助事業等により整備する施設

施設名(事業名)	面積(m ²)	国庫補助事業費等(百万円)
街並み環境事業		443
優良建築物整備事業		97
街路事業		506
道路事業		713
都市地域交通戦略事業		115
合計	0	1874

要綱第5に掲げる式による限度額算定

<社会資本整備総合交付金>

交付対象事業費	基幹事業(A)	206.3 百万円
	提案事業(B)	17.0 百万円
	合計	223.3 百万円

Ap 0 m²

公共施設の現況整備水準

整備水準が明らかになっている類似市街地等からの推定

推定現況整備水準(小数第2位まで)	
推定公共施設面積(m ²)	0

個別公共施設の積み上げ

	面積(m ²)	割合
道路	-	-
公園	-	-
広場	-	-
緑地	-	-
公共施設合計	0	0

Cnを考慮しない場合の交付限度額(Y1) 2099 百万円

ΣCn 0 円

下水道

区域面積(m ²)	660,000
うち現況の供用済み区域面積(m ²)	
標準整備費(円/m ²)	3,600

地域交流センター等の公益施設(建築物) 0 円

上限床面積(m ²)	9,400
標準整備費(円/m ²)	380,000

調整池 0 円

調整池の容積(m ³)	
標準整備費(円/m ³)	140,000

河川 0 円

河川整備延長(m)	
標準整備費(円/m)	3,700,000

住宅施設 0 円

建設予定戸数(戸)	超高層		
	一般		
	合計	0	
標準整備費(円/戸)	超高層	一般	
	北海道特別地区	41,310,000	33,500,000
	北海道一般地区	38,190,000	30,990,000
	特別地区	49,120,000	35,690,000
	大都市地区	37,170,000	30,180,000
	多雪寒冷地区	41,510,000	32,370,000
	奄美地区	39,520,000	35,640,000
	沖縄地区	30,280,000	30,280,000
	一般地区	33,700,000	28,640,000

市街地再開発事業による施設建築物 0 円

施設建築物の延べ面積(m ²)	
標準共同施設整備費(円/m ²)	132,000

電線共同溝等 0 円

電線共同溝等延長(m)	
標準整備費(円/m)	680,000

人工地盤 0 円

人工地盤の延べ面積(m ²)	
標準整備費(円/m ²)	5,300,000

協議して額を定める大規模構造物等 0 円

大規模構造物等	協議状況	整備費(円)

Cnを考慮した場合の交付限度額(Y2) 2,099 百万円

[1]式	α 1=4(A+B)/5=	179
[2]式	α 2=10A/9=	229
	交付限度額(X)	89.3 百万円

- 要綱第Ⅲ編イ-10-(1) 3) 式の適用[提案事業2割拡充]
- 平成20年度二次補正予算の執行
- 要綱第Ⅲ編イ-10-(1) 4) 式の適用[中活等の45%拡充]
- 要綱第Ⅲ編イ-10-(1) 5) 式・6) 式の適用[リノベ事業の50%拡充]

交付限度額算定表(その2)

鶴岡市中心市街地再生地区 (山形県鶴岡市)

要綱第Ⅲ編イ-10-(1)に掲げる式による限度額算定(詳細)

※水色のセルに事業費等必要事項を入力して下さい。(百万円単位)

単位:百万円

○交付対象事業費(必ず入力) (百万円) (百万円)

交付対象事業費	基幹事業合計(A)	206.300	A (事業費)	1)式で求まる額(4/10*(A+B))	89.320	① (国費)
	提案事業合計(B)	17.000	B (事業費)	2)式で求まる額(5/9*A)	114.611	② (国費)
	合計(A+B)	223.300	(事業費)	上記①、②の小さい方	89.320	③ (国費)
	提案事業割合(B/(A+B))	0.077		国費率(③÷(A+B))	0.400	④ (国費率)

○拡充の有無

以下の3つの拡充のうち、いずれかの拡充がある場合は、該当する欄に○を記入し、事業費等を入力。

・3)式の適用[提案事業2割拡充]		(選択)	⇒	3)式で求まる額(5/8*A)	0.000	⑤ (国費)
・平成20年度二次補正予算の執行		(選択)		3)式の適用後(適用がある場合は3式反映)	89.320	⑥ (国費)
・4)式の適用[中活等の45%拡充]		(選択)		3)式適用後の国費率(⑥÷(A+B))	0.400	⑦ (国費率)

○拡充がある場合の事業費等

平成20年度二次補正の執行がある場合及び4)式の適用がある場合は、以下に事業費等を入力。

平成20年度二次補正の執行がある場合	防災対象事業(A')		A' (事業費)	③をA'に置き換えた額(A⇒(A-A')+9/8*A')	89.320	⑧ (国費)
	補正予算の執行額		(国費)	執行額を足した額	89.320	⑨ (国費)
				補正適用後(上記⑧、⑨の小さい方)	89.320	⑩ (国費)
				補正適用後の国費率(⑩÷(A+B))	0.400	⑪ (国費率)

4)式の適用を受ける場合	計画の認定等の年度末までの執行事業費(F)		F (事業費)	適用前の国費率(⑩÷(A+B))	0.400	⑫ (国費率)	
	適用対象となる交付対象事業費(A''+B'')	0.000	(事業費)				
	適用対象となる基幹事業合計(A'')		A'' (事業費)	⇒	適用対象事業費から求まる限度額	0.000	⑬ (国費)
	適用対象となる提案事業合計(B'')		B'' (事業費)		適用後の国費率(⑬÷(A''+B''))	#DIV/0!	⑭ (国費率)
	適用対象事業のうち翌年度以降の執行事業費(H)		H (事業費)	4)式適用後の限度額(⑫×F+⑭×H)	#DIV/0!	⑮ (国費)	

※4)式の適用を受ける場合で、経過措置を適用しない場合(H21以降新規地区)は、Fの欄を記入せず、A''、B''を記入し、A''=A、B''=B、H=A''+B''=A+Bとなる。

↓

拡充も考慮した交付限度額	89.320	⑯ (国費)
--------------	--------	--------

○交付限度額、国費率の算出

交付対象事業費(A+B)	223.3	(事業費)	交付要綱第5に基づく交付限度額(⑯を1万円の位を切り捨て)	89.3	⑰ (国費)
			国費率	0.400	⑱ (国費率)

